

# セーフティネット融資 あんしん借換資金（モニタリング強化枠）要綱

## 1 目的

この融資は、国の全国統一制度「モニタリング強化型特別保証制度」の対象であり、物価高や人手不足等多様な経営課題を抱える中小企業者の事業の成長や立て直しに向けた資金需要等に応えることで、資金繰りの円滑化を図るとともに、中小企業者が認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項の認定経営革新等支援機関をいう。以下同じ。）と連携の下、定期的なモニタリングを通じて、経営状況の変化の予兆を早期に捉えることで、経営支援等により経営力の向上を促し、経営状況の改善に資することを目的とする。

## 2 融資対象資金

- (1) 運転資金
- (2) 設備資金

## 3 融資対象

原則として、京都市内で継続して6箇月以上同一事業を営む中小企業者（個人及び会社等をいう。）並びに中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会、特定非営利活動法人等で、京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象となり、5の取扱金融機関及び認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出しているもの。

なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限る。

## 4 融資条件

- (1) 融資限度額
  - ア 有担保の場合 2億円以内
  - イ 無担保の場合 8,000万円以内ただし、保証協会の保証利用可能額（モニタリング強化型特別保証）の範囲内とする。
- (2) 融資利率 年1.8%（固定金利）
- (3) 融資期間 10年以内
- (4) 返済方法 原則として元金均等月賦返済
- ただし、必要により1年以内（設備資金においては3年以内）の据置期間を認める。
- (5) 保証人・担保 保証協会の保証付

保証人は必要に応じて徴求することとする。ただし、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない。  
担保は必要に応じて徴求することとする。

#### (6) 信用保証料

信用保証料率及び信用保証料の補助については、借入金額に対し別表に定める料率を適用する。なお、保証協会への保証申込日が令和8年4月1日から令和9年3月31日までの場合、別表に定める補助率に相当する額を国が補助する。

ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外とする。

### 5 取扱金融機関・受付場所

京都銀行 南都銀行 滋賀銀行 関西みらい銀行 池田泉州銀行  
京都信用金庫 京都中央信用金庫 近畿産業信用組合 京滋信用組合  
三菱UFJ銀行 みずほ銀行 商工組合中央金庫

### 6 融資の手続き

#### (1) 相談・受付

本制度による融資の相談及び受付は、取扱金融機関の本・支店とする。

ただし、相談については、京都商工会議所及び保証協会においても対応することとし、本制度の内容、申込資格、手続き等を説明する。

#### (2) 提出書類

本制度による融資の申込をしようとするものは、融資申込書（取扱金融機関所定）に次の書類を添えて5の受付場所に提出しなければならない。

ア 信用保証委託申込書（保証協会所定）

イ 試算表等

ウ 許認可等を要する事業を営むものにあつては、その許認可証等の写し

エ 市民税の納税証明書

オ 必要に応じ登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、定款の写し

カ モニタリング強化型特別保証制度資格要件申告書兼誓約書

キ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認めた書類

### 7 関係機関の事務処理

#### (1) 取扱金融機関の審査・保証依頼等

取扱金融機関は、融資の申込を受け付けたときは、提出書類の内容を審査し、融資ができるものについては、保証協会に保証依頼を行う。

#### (2) 保証協会の審査・信用付与

保証協会は、取扱金融機関から受け付けた保証依頼について保証の可否を審査し、保証ができるものについては、保証書を取扱金融機関に送付する。

#### (3) 取扱金融機関による融資実行

取扱金融機関は、保証協会から送付された保証書に基づき、速やかに融資を実行する。

## 8 金融機関の責務及び報告並びにEBPMに伴う情報提供

- (1) 金融機関は、原則として、年に1回中小企業者から経営状況等の報告を受けるとともに、随時、中小企業者から経営状況の変化を察知したことの報告を受けるとする。
- (2) 金融機関は、原則として、貸付実行日の属する事業年度から5事業年度（以下「モニタリング期間」という。）にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、保証協会に対し、中小企業者の経営状況等を電子データで報告しなければならない。保証協会は、同データのうち、EBPMに伴う情報提供として、申込金融機関、融資実行年月、認定経営革新等支援機関名、認定経営革新等支援機関ID、認定経営革新等支援機関種別及び財務状況について、電子データで経済産業省に送付しなければならない。なお、金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。
- (3) 金融機関は、モニタリング期間中に、中小企業者から経営状況の変化を察知したことの報告を受けた場合、保証協会に対し報告し、原則として、中小企業者、認定経営革新等支援機関及び保証協会との対話を通じて、追加的な経営支援を検討するものとする。

## 9 その他

- (1) 本制度の利用にあたっては、市民税の申告をし、かつ市税の滞納がないことを要件とする。
- (2) 京都市は、関係機関に対し、本制度の実施状況等についての調査・照会することができ、関係機関は京都市からの調査・照会に対して、回答するものとする。
- (3) 本制度の実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに保証協会が保証申込を受け付けたものとする。
- (4) 本制度の実施について必要な事項は、別に定める。
- (5) 本制度は、京都府及び京都市が十分に協力・連携し、運用するものとする。

## 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

### 別表

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率 (%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補助 (%)	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22
事業者負担 (%)	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23